

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：荒子保育園	種別：保育所	
代表者氏名：杉田 大恵	定員（利用人数）：135名（137名）	
所在地：愛知県碧南市笹山町3丁目29番地		
TEL：0566-42-0138		
ホームページ： https://www.hekinan-shakyo.jp/arako/tokusyoku.html		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成20年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人碧南市社会福祉協議会		
職員数	常勤職員：19名	非常勤職員：16名
専門職員	（管理者） 1名	（調理員） 4名
	（保育士） 33名	（ ） 名
	（ ） 名	（ ） 名
施設・設備の概要	（居室数） 11室	（設備等） 屋外遊技場、
		屋外プール、屋内外トイレ、
		0・1歳児保育室床暖房
		調乳室、調理室、職員事務室

③理念・基本方針

★理念

- ・子どもの最善の利益
一人一人の子どもにとって何が一番良いかを考え、最善の利益となる保育を目指す。
- ・子どもの福祉の増進
保育園の最低基準を踏まえ、地域・学校との連携・保護者支援などを積極的に行い、創意工夫を図った保育を進める。

★基本方針

- ・いろいろな個性を持った子がいることを知り、さまざまなかかわり合いを持つ中で、豊かな心とたくましく生きる力を育む
- ・健康、安全で情緒の安定した生活ができるような環境を整える。
- ・一人一人の子どもをよく見、意欲的、自発的、創造的に取り組めるような援助、働きかけを心がける。
- ・自然に親しみ、豊かな心とたくましい体の育成に努める。
- ・保護者、地域との連携を大切にし、乳幼児の健全な心身の発達を図る。
- ・人間性豊かな保育者となるため、幅広い教養と専門的知識を深める。
- ・職員相互の和をはかり、信頼と協力により心豊かな保育に努める。

④施設・事業所の特徴的な取組

・子どもの育ってきた環境や発達の個人差、特徴などを踏まえ、その子にとってどんな遊びや生活の経験が必要で、どんな援助していくことがいいのかを常に考え、保育をしています。子どもが今経験していることや、保育士が子どもに行っている援助などを保護者に伝え、保護者とともに子どもの成長を見守っていくことが出来るように心掛けています。又、どの子も安心して自分を出し、主体的に遊び、楽しく園生活を送ることが出来るように、早朝・日中・長時間保育士同士が連携・協力し合い、子どもの気持ちに寄り添ったり共感したり励ましたり褒めたりして、子どもの心の安定や自己満足、自信につながるようにしています。

・保育の質は、会議や園内研修、園内公開保育を通して、自己の保育を振り返ったり、保育環境や子どもの内面理解について考えたりし、保育の維持向上に努めています。

・当園は、子育て支援センターを併設しており、園庭開放や保育士による子育ての助言や育児相談を行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 6月25日(契約日) ~ 令和 3年 5月11日(評価決定日) 【令和 3年 1月26日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (平成27年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の「見える化」

園の保育理念や基本方針に沿い、園長は「子ども一人ひとりに合った保育」を目指し、それを職員や保護者が意識共有するために保育の「見える化」に取り組んでいる。園の活動や子どもたちの姿を、ありのまま「園だより」や掲示板を使って伝えている。園の行事があった日には、その日のうちに子どもたちの生き生きとした写真が掲示される。

◆父母の会、保護者との信頼関係

コロナ禍によって、園行事の多くが中止や変更を余儀なくされている。そのために保護者に対する説明や連絡の機会が減少しているが、父母の会の協力もあって、影響を最小限に留めている。行事の変更に関しては、事前に父母の会の意見や要望を聞き、それを判断材料として実施案を決定している。園と父母の会、園と保護者との間に、強い信頼関係が築かれている。コロナ下にあっても、保護者アンケートの「保護者への理念・方針の周知」や「保護者への事業計画の周知」は、高い数値を示した。

◆権利擁護の取組み

子どもの権利擁護については、プライバシー保護や虐待防止等のマニュアルが整備されている。入園が決定した場合には、「いちにちにゆうえん」を用いてプライバシー保護や写真の扱いについて説明し、園の配布物やホームページに写真が掲載されることについて、「個人情報同意書」にて同意を得ている。子どもの記録類も「個人情報保護規程」に沿い、適切に保管・管理されている。「出席簿」や「早朝・長時間連絡簿」はそれぞれの保育室の目に見えない場所に保管している。以前、他の保育園でブログに子どもの写真が載ったことがあり、保護者にも「いちにちにゆうえん」の資料の中で注意喚起を行い、職員には会議で周知を図っている。

◇改善を求められる点

◆事業報告の必要性

単年度の事業計画である「令和2年度保育園管理案」はあるが、期中の進捗評価や年度末の最終評価の記録がない。母体の社会福祉協議会同様、「事業報告書」を作成することが望まれる。事業計画に掲げて重点的に取り組んだ項目に関し、「事業報告書」の中で詳細に報告（評価）することを期待したい。「苦情解決規程」にも、「苦情解決の内容を事業報告書にて公表する」旨の記述があり、「事業報告書」の必要性は高い。

◆文書（規程、マニュアル類）の最新版管理

法人内の5園で構成する園長会が機能しており、規程やマニュアル、手順書等で示される標準的な実施方法の見直し・改訂もそこで行われている。各園共通の項目や事象に関してはそのまま使用し、園の特色や独自の取組み等は園で精査して変更したり追記したりしている。ただ、規程やマニュアル等の文書には、最新版管理の原則から制定日や改訂日の記載が求められるが、その記載のないものが散見された。園で管理する文書類について、総点検が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

改善点や課題点だけでなく、良いところも見つけて下さったことは、私達の励みとなりました。良いところは、今後も維持していくことができるように努めていき、改善が求められる点やまだ不十分な点については、真摯に受け止め少しでもステップアップしていくことができるように、前向きに取り組んでいきたいと思えます。今後も職員みんなで力を合わせ、保護者から信頼される保育園、子どもが笑顔になれる保育園を目指していきたいと思えます。たくさん学ばせていただきありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 保育理念や基本方針、保育目標が職員室や各保育室に掲示されている。今年度、コロナ禍によって保護者会総会は書面開催となったが、対面での入園説明会や入園式では園長が保護者に詳しく説明している。その甲斐あってか、保護者アンケートの「理念・方針の保護者への周知」では、90%を超える保護者が「肯定」の回答を寄せた。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<コメント> 毎月法人の園長会があり、園運営に必要な情報が伝えられる。運営母体が市・社会福祉協議会であり、その中の保育園担当者との連携によって、法人の動きや方針も伝わってくる。ただ、保育実務面での充実と比較すると、経営面（運営コスト分析、地域の動向やニーズ分析等）での取組みは弱い。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 現状の課題を、「勤務形態の多様化による職員の集合の困難さ」、「マスク着用による意思伝達の難しさ」、「子育て支援センターの活性化」を挙げている。その中で、職員全員の集合の課題に関しては、会議を分散して「リーダー会」、「乳児会」、「幼児会」として開催し、より多くの職員の情報共有を図ろうとしている。他の2点は、改善策を検討中である。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 「短期・長期事業計画」が策定されており、「人員増員」や「職員」、「安全」、「環境」、「修理」の項目で、5年先までの指針が示されている。これによって将来に向けての方向性は確認できるが、具体性に関しては疑問符が付く。また、事業計画の裏付けとなる収支計画の策定が期待される。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 「短期・長期事業計画」を意識した「令和2年度保育園管理案」が策定されている。策定にあたっては前年度の事業計画を見直し、修正箇所を訂正して成案としている。可能であれば、1年間に力を入れて取り組むべき重点項目を掲げ、それぞれに目標数値や具体的な到達点を設定することが望ましい。母体である社会福祉協議会の事業計画との連動も考慮されたい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 単年度の事業計画である「令和2年度保育園管理案」はあるが、期中の進捗評価や年度末の最終評価の記録がない。母体の社会福祉協議会同様、「事業報告書」の作成が望まれる。事業計画に掲げて重点的に取り組んだ項目に関し、「事業報告書」の中で詳細に報告（評価）することを期待したい。それらの取組みに、より多くの職員の参画が望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 園の事業内容を網羅した「いちにちにゆうえん」が、乳児用、幼児用、進級用等に分けて作成されており、保護者にとっては無駄がなくて分かりやすい資料となっている。父母の会も園運営に協力的で、コロナ下での行事の実施に関しては貴重なアドバイスがある。それらを裏付けるかのように、保護者アンケートの「保護者への事業計画の周知」は高い数値を示した。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑧ ・ c
<コメント> 年間2回実施している「セルフチェックリスト」は、子どもの権利擁護に主眼が置かれており、年間4回実施の「安全チェックリスト」は、事故防止が主目的である。限られた範囲ではあるが、権利擁護や事故防止については質の向上に結び付いている。今後の課題として、保育全般をカバーする自己チェックの仕組みを構築されたい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 「セルフチェックリスト」と「安全チェックリスト」による自己チェックから、職員個々の課題や改善点は抽出できている。これらを集計・分析して、園として取り組むべき課題を抽出し、明文化することが望まれる。課題の改善にあたっては、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、方法（何を？）を明確にして取り組まされたい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 「運営規程」に園長の職責が明示され、「令和2年度保育園管理案」の中の「職務明細書」で全職員の職務分掌を定めている。園長の園運営に対する思いは各種会議等を通じて職員に浸透し、子どもへの保育実践を通して保護者にまで伝わっている。災害時や緊急時に、園長不在の場合の権限委任先は副園長である。（「運営規程」による）			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員にコンプライアンスの重要性を理解させるため、園長は職員会議に代わる乳児会や幼児会の場で、「児童憲章」の説明をしたり、「児童福祉法」と「保育所保育指針」とのつながりを話したりしている。今年度は外部への研修参加は減っているが、職員にも働きかけ、職員室の掲示板（なんでもボード）を活用して職員周知を図っている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 保護者との関係を重要視する園長は、保育の「見える化」にも取り組んでいる。園での行事や出来事を写真に撮り、その日のうちに掲示して、子どもの活動や様子を保護者に伝えている。「園だより」でも、子どもたちの様子を知らせている。園長のこの姿勢に対し、父母の会も応援を惜しまない。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> ハード面では、防犯カメラが2基追加設置され、安全面が手厚くなった。ナンバーディスプレイの導入で、苦情に対して迅速かつ責任ある対応が可能となった。職員会議に代えて、リーダー会、乳児会、幼児会を分けて開催することによって、より多くの職員に正確で必要な情報が確実に届くこととなった。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ① ・ c	
<コメント> 「目指す保育士像」が採用試験の時点で示され、「すてきな保育者」の標語を各種会議で読み合わせている。職員の採用は法人本部が担っており、園では人材育成と定着対策を受け持っている。公務員並みに定期的な異動が組まれることから、人材育成に関しては取組みづらさが生じることは否定できない。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ① ・ c	
<コメント> 市の人事制度に準拠した終身雇用型のキャリアパスはあるが、職員周知が図られているとは言い難い。「勤務評定票」を使った人事考課制度が運用され、職員個々が努力目標を定めて目標管理にも取り組んでいる。課題は、総合的な人事管理上の主要な3要素（キャリアパス、人事考課、目標管理）が、連動せずに独自に運用されていることである。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>率先垂範型の園長の下、チームワーク重視の「働きやすい職場づくり」が進行している。加配対象児12名に対して加配保育士4名が配置される等、職員配置に余裕が感じられる。有給休暇の取得に関しても、職階や職種による取りづらさはない。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、育児休暇明けの職員には時短勤務で対応している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>職員育成を目的として、職員個々に努力目標を定めた目標管理を行っているが、目標の達成度を人事考課（勤務評定）に反映させる仕組みはない。クラス目標を定めているが、職員の努力目標との関連性は考慮されていない。目標管理制度を活用して職員の育成を目指すのであれば、職員個々に根拠のある努力目標を設定することが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>経営母体である社会福祉協議会が体系的な研修システムを構築しており、研修に関する基本方針も明文化されている。社会福祉協議会傘下の5園を対象とした「保育士研修会参加予定表」を作成しているが、今年度は中止になる研修が相次いでいる。履修後に、職員は「研修所感」や「復命書」を提出しているが、研修効果の検証には至っていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人（市・社会福祉協議会）が「保育士研修会参加予定表」を作成し、園長以下研修に参加を予定している職員の氏名が記載されている。職員間で勤務シフトを調整し合い、非正規職員（パート職員、臨時職員）も研修に参加できるよう配慮している。「参加研修会一覧表」が作成され、職員ごとの研修履歴が管理されている。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育実習要項」に従って実習生を受け入れているが、今年度はコロナ禍によって実習生の受入れはない。実習終了後に反省会を行って振り返りを行っているが、その記録は残されていない。意義や目的に合致した実習が行われたか、また期待される成果が挙げられたかの評価を記録し、次回の受入れに反映させることが求められる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを使って様々な情報を公開している。近隣からの苦情があり、園の正面玄関横の掲示板でその結果を公表している。ただ、法人の「苦情解決規程」の記述と現場の実情との間に乖離が見られる。園長が現場責任者の立場で解決に向けて奔走しているが、規程上は「受付担当者」となっている。規程で「事業報告、広報紙で公表」とあるが、これも実情に合っていない。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人のルールに従って事務や経理、契約、取引、購買等が執行されている。物品の購入にあたっては、「物品購入依頼票」を使って公正を期しており、小口現金に関しては、決裁権を園長が持ち、副園長を出納責任者として内部牽制を働かせている。直近の県や市の監査においても、特段の指導や指摘は受けていない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a ・ b ・ c	
<コメント> 「保育の全体的な計画」に地域との関わりの基本姿勢を示し、様々な交流・連携の活動が計画されている。しかし、コロナ禍によってその多くは中止を余儀なくされることとなった。園の様子や活動を町内会に報告したり、区民館で開かれる町内会の新春文化祭に子どもの作品を展示する等、地域に密着した取組を行っている。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② b ・ c	
<コメント> 「ボランティアの受入れについて」に沿って、エプロンシアターや絵本の読み聞かせボランティア等を受け入れていたが、今年度はその多くが中止となっている。規程やマニュアル等の文書には、最新版管理の原則から制定日や改訂日の記載が求められるが、「ボランティアの受入れについて」にはそれがない。他の文書類についても総点検が望まれる。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a ・ b ・ c	
<コメント> 医療機関の一覧表や地域の関係機関（学校、町内会、老人会等）のリストがあり、適切な連携関係を築いている。保健センターの検診によって園に通う子どもへの虐待が疑われ、保健センターから連絡を受けて園では注意深く観察している。観察の経過を市の子ども課や民生委員児童委員に報告し、関係機関と連携して子どもの権利を守ろうとしている。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ① b ・ c	
<コメント> コロナ禍による外出等の自粛もあって、各種会議や会合等への出席が少なくなっている。積極的な地域ニーズの把握のための活動はなく、併設している子育て支援センターから、地域の福祉ニーズを聞き取っている。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② b ・ c	
<コメント> 基本的な保育のほか、早朝、長時間、土曜、障害児保育を行い、病児保育や病後児保育の問い合わせに対しては、実施園を紹介している。園庭開放を毎日行い（現在は中止）、発達や子育てに不安を持つ保護者には、市の「こっこ相談」を紹介している。園の特徴を活かした園独自の取組みの検討が望まれる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 子どもを尊重した保育は、園の保育理念や保育方針、保育目標の中に明示され、職員だけではなく、保護者には入園時や進級時に「しおり」で知らせ、周知を図っている。また、ホームページによる情報提供の他、外国籍の子どもがいた場合には、通訳を利用する等、適切に対応できるような仕組みがある。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 子どもの権利擁護については、プライバシー保護や虐待防止等のマニュアルが整備されている。入園が決定した場合には、「いちにちにゆうえん」を用いてプライバシー保護や写真の扱いについて説明し、園の配布物やホームページに写真が掲載されることについて、「個人情報同意書」にて同意を得ている。職員には、職員会議で周知を図っている。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c	
<p><コメント> サービスの選択（保育園の選定）に必要な情報は、園だけではなく市役所や保健センター、公民館など複数の場所に「リーフレット」を置いて情報を発信している。コロナ禍の影響で、今年度の子育て支援センターの利用者は数組に留まっているが、「日誌」や「利用者カード」を記入する等、地域のニーズを把握するよう努めている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 入園が決定した場合は、入園式で「いちにちにゆうえん」を用いて説明し、保護者からの同意を得ている。入園時に必要な保護者からの提出書類については、一日入園当日に「一日入園受付」（チェックリスト）で個別に確認している。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 保育所等の変更については、民間の園長を交えた会議が年に1回、副園長、主任の会議が年に3回行われ、意見交換を行っている。「重要事項説明書」の中には利用の終了に関する事項はあるが、保護者には口頭で伝えることに留まっている。転園後や保育終了後の対応について、説明・案内文書を作成する等、保護者への周知を図る工夫が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 運動会や発表会などの行事の後に保護者アンケートを行い、結果を集計して保護者へにフィードバックしている。行事後の職員会議にて、反省や改善点の話し合いをして次年度へつなげている。保護者の意見だけではなく、職員会議での改善点に関しても保護者にフィードバックし、双方の共通認識とすることが望ましい。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 苦情解決の仕組みは構築されており、内容が園内に掲示されている。保護者には、入園時に配付される「重要事項説明書」を用いて説明している。今年度は保護者からの苦情はないが、近隣からの苦情があった。園庭の子どもや職員の発する声（騒音）に関する継続した苦情であり、園長が様々な方面と連携して解決の糸口を探している。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 相談や意見が述べやすい環境として乳児の「連絡帳」があり、降園時には担任が声をかけるようにしている。4月に配付する「園だより」で、相談したいときや意見を述べたいときの対応方法を説明している。相談や意見があった場合は、長時間保育で使用していない部屋を利用している。相談内容についての記録の残し方に課題が残る。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 担任が「連絡帳」や口頭で相談を受けた場合、その場で答えられることは担任が対応をしている。行事後に行うアンケートの結果を踏まえ、職員会議を行って次年度への改善点を記録に残している。行事に関しては、改善の実施が1年後となってしまい、何を改善したのか分かりづらいこともある。対応の方法に工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「危機管理マニュアル」があり、各クラスには「事故防止チェックリスト」が用意されている。担任がチェックを行った後、副担任が再チェックを行い、2重のチェック体制になっている。ヒヤリハットやけがの対応記録があり、記録に残している。記録だけに留まらず、改善を行った結果がどうであったかの検証が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 「危機管理マニュアル」の中に、食中毒や感染症発生時の対応マニュアルがある。その他、「保健衛生（消毒）マニュアル」や「コロナ感染時対応マニュアル」があり、新型コロナに関係するマニュアルについては、職員間で共有できるよう職員会議で対応方法の確認を行っている。保護者には、コロナ感染症の対応について、数回緊急メールを発信している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 「非常災害対策計画」に基づいて避難訓練を行っている。毎月行われる避難訓練の後で評価・反省を行い、次へつなげている。非常食（備蓄品）は、「管理表」を用いて管理している。乳児の園庭には地区の防災倉庫が設置されており、災害時には園が地域の避難所となる。この防災倉庫の管理は、市が管轄となっている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法について定めたマニュアルや手順書等がある。職員には、職員会議や研修により周知を図っている。標準的な実施方法を用いて保育を行うにあたり、不足しているマニュアルや手順書等がないか、園長が常に意識を持って確認しており、統一版に必要な事項が追記されている文書は数多い。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 今年度は、園長会でSIDS（乳幼児突然死症候群）について検討が行われ、今年度の変更を予定している。標準的な実施方法の見直しは園長会で行われるため、それぞれの園に合った適切なものになっているか、また、職員の意見が反映されているかの検討が望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> アセスメントは入園書類として入園前に保護者が記入し、面接時に園長、副園長が記入漏れなどの確認を行っている。乳児の場合には、「離乳食調査書」を入園書類として渡し、面接時に栄養士が参加をして「離乳食調査書」や聞き取り調査の結果を担任に渡し、指導計画に反映させている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」は、年度末と年度初めの年2回見直しが行われ、「月・週指導計画」は毎月評価を行い、次の計画作成につなげている。指導計画に変更があった場合は赤ペンを用いて修正し、園長、副園長は鉛筆書きや付箋を使って指導を行っている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 職員間での共有については、月に2回行われる職員会議や幼児クラスの月2回、乳児クラスの月1回のリーダー会議で、それぞれのクラスの子どもの姿の報告を行い、他の職員の意見を聞く機会を作っている。他の職員の意見を聞くことによって、考え方や自らの保育の振り返りにもつながっている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 市の作成した「個人情報保護規程」があり、適切に記録の保管・管理を行っている。「出席簿」や「早朝・長時間連絡簿」はそれぞれの保育室の目に見えない場所に保管している。以前、他の保育園でブログに子どもの写真が載ったことがあり、保護者にも「いちにちにゆうえん」の資料の中で注意喚起を行っている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<コメント> 年度末に、その年に担当した職員が「保育の全体的な計画」の見直しを行い、年度初めに新たに担任になった職員が子どもの発達に合わせて作り直しを行っている。それらを監修する形で、最終的な編集、作成は園長が行っている。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<コメント> コロナ禍の対策として、乳児クラスに新たに加湿器を購入し、すべてのクラスに加湿器が設置されている。0歳児クラスでは畳を敷いたコーナーがあり、サークルで室内を仕切り、活動する場所と落ち着いて過ごせる場所とに分けている。幼児クラスでは、給食時にラミネートとブックスタンドを使って飛沫防止の対策をとっている。			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<コメント> 訪問調査当日、正門から園庭に入る評価員に、子どもたちの元気な挨拶があった。調査中には、職員や子どもの大きな声も聞かれず、走り回る姿もなかった。日頃の保育の中で職員と子どもたちとの信頼関係ができており、子どもたちが安心して過ごせる場所となっている。一人ひとりの子どもを受容している証左と評価する。			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a・②・c
<コメント> スモックのたたみ方や手洗いの仕方など、職員がやり方をやってみせる他、やり方を示した絵を用意し、子どもたちが一人でやる時も分かりやすくなっている。手拭きのタオルは個人持ちのものを使用しているが、新型コロナウイルス感染症の件がある。検討が望まれる。			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<コメント> 玄関ホールの一画には「子どもサロン」と呼ばれる絵本コーナーがあり、子どもたちが自由に読むことができるようになっている。広い廊下を使って遊ぶことができ、当日も年長児数名が、自分たちで工夫して作った車(?)に乗って遊んでいた。今年度は中止となったが、大根の収穫やみかん狩りなど、季節の野菜や果物を知る機会を作っている。			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<コメント> 子どもが安心して過ごすことができるように、担当制で保育にあたっている。午睡時は「睡眠チェック表」を用いて、5分間隔で体位、呼吸、吐物がないか確認を行っている。訪問日は大きな泣き声も聞かれず、子どもと職員との信頼関係を感じ取ることができた。			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<コメント> 子どもとの接触を避ける目的で、保育室を見学することはできなかったが、2歳児クラスは幼児用の部屋を使用しているため、床にマットを敷いている。ごっこ遊びやパズルなど、子どもの発達に合わせた玩具が用意されている。当日は、子どもたちが園庭で体操をしている姿を見ることができた。			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 年長児の部屋には、自由に製作ができるよう大小さまざまなサイズの段ボール箱やゼリー、ヨーグルトのカップなどが用意されている。訪問日当日は、年長児が廊下で段ボール箱で作った車に乗り、友達が押して走らせている姿を見ることができた。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 障害名の付いている子ども、気になる子どもがそれぞれ数名いる。巡回支援が年に5～6回あり、個別の指導計画が作成されている。また、年長児が対象となる教育支援として、専門職のアドバイスを受け、その結果を保護者に伝えている。担任やその子どもに関わる職員だけでなく、必要に応じて他の職員にも情報を伝えている。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 以前は長時間保育の指導計画書があって評価・反省を行っていたが、担当職員の負担を考え、現在は3歳未満児と、3歳以上児とに分けたデイリープログラムによって対応をしている。職員間の連携として、早朝、日中、長時間の「連絡表」があり、担当職員が代わっても保護者への伝達漏れがないようにしている。また、長時間保育会議が、年に2～3回行われている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> コロナ禍ではあるが、3月には園（園長、副園長、担任、加配担当）と小学校との連絡会が行われた。子どもが小学校に出かけ、見学したり交流したりする「小学校見学会」は中止になったが、小学校にお願いして、校庭の散歩や遊具を使って遊ぶ体験をさせてもらった。年明けからは、「お手紙ごっこ」を通して字を学ぶ機会を設けている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」があり、新型コロナウイルスについても対応するマニュアルがある。新型コロナウイルスの予防方法など、最新の情報を「園だより」を通して発信をしている。保育中に熱発などの体調不良になった場合は、降園時に保護者にメモ書きで状況を伝えている。ノウハウの蓄積のため、園で対応した事例を記録に残すことが望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断・歯科健診の結果は、保護者に知らせ、記録として残している。今年度は、コロナ禍によって歯科健診の時期が遅くなったが、保護者には「歯科健康診査結果のお知らせ」として渡し、治療を要する子どもには受診を促している。感染防止のために歯磨きやうがいを自粛しており、それに代えて「食後のお茶」で口腔内の清潔を保持している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー児が9名在籍しており、医師の指示に従って対応している。誤食事故を防ぐため、献立表を2部作成し、保護者と毎月面談を行って食材のチェックを行っている。子どもの名札や除去食材を記入したカードを色の違うトレーに付け、食器の色を変え、お代わりをしないなどの配慮をしている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」から食育の指導計画を作成している。献立表は市の栄養士が作成しているが、調理は自園で行っている。行事食として、1月は黒豆やニンジン、ナルトなどを使い、福笑いライスを子どもたち自身が作って楽しんだ。子どもの食べられる量に配慮し、完食した子どもはお代わりができるようにしている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 食器は、熱や塩素に強いものを使用している。食べ物が腐食しやすい6～9月は行ってないが、サンプル展示を行い、食材の大きさや量などを保護者に知らせている。使用する食材については、調理員が検収の記録簿を用いて納入される食材管理をしている。調理員が残食確認をする他、職員と一緒に食べることで子どもの様子を調理員に伝えることができている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 0～2歳児と加配対象児については、「連絡帳」で家庭との連携を図っている。ある加配対象児の両親は耳が不自由であるが、「連絡帳」によって十分な意思の疎通が図られている。障害に限らず、個々の子どもの特性に合わせた保育を目指す園長の方針に、保護者は理解を示し、園の展開する保育事業にエールを送っている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<コメント> 朝は園長が、夕は副園長が、子どもの登・降園に立ち会っている。その姿勢が保護者の安心感や信頼感につながっており、その場で子育てについての相談を受けたりもする。必要に応じ、口頭ではあるが相談内容を担任に伝え、情報の共有を図っている。それらの内容を、可能な限り記録に残す工夫を期待したい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 保健センターで発見された、家庭での虐待を疑われる子どもが通園しており、園においても注意深く観察している。子どもの様子や家庭環境等について、園長が詳細な記録を作成し、関係する市・子ども課や民生委員児童委員等に報告している。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 保育全体の振り返りを、毎月の職員会議で実施している。職員個々の保育実践の振り返りとして、「セルフチェックリスト」を用いて年間2回、「安全チェックリスト」を使って年間4回の自己チェックを行っている。これらから、職員個々の課題の抽出にはつなげているが、集計・分析して園全体としての課題の抽出には至っていない。		